

第 14 章 準備書の記載事項の修正の内容

第14章 準備書の記載事項の修正の内容

知事意見等を受けて、準備書の記載事項の修正を行った。その内容は、以下に示すとおりである。

14-1 対象事業の名称、目的及び内容（第2章）

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
2-2 対象事業の目的 (前略) 「習志野市新清掃工場施設整備基本計画」を 令和7年度に策定予定である。	2-1	2-2 対象事業の目的 (前略) 「習志野市新清掃工場施設整備基本計画」を 令和8年3月に策定した。	2-1
図 2-4 ごみ処理の流れ（本施設稼働後） ビン・缶→資源化处理→ビン・カレット	2-13	図 2-4 ごみ処理の流れ（本施設稼働後） ビン・缶→資源化处理→ビン・カレット、 <u>鉄類及 びアルミプレス品</u>	2-13
(ア) 受入供給設備 (前略) なお、可燃性粗大ごみは <u>マテリアルリサイク ル推進施設</u> で処理を行ったうえで、ごみピット に投入する。	2-19	(ア) 受入供給設備 (前略) なお、可燃性粗大ごみは <u>可燃性粗大ごみ破碎 機</u> で処理を行ったうえで、ごみピットに投入す る。	2-19
表 2-10 マテリアルリサイクル推進施設の概要 項目 有害ごみ 主な設備 二	2-22	表 2-10 マテリアルリサイクル推進施設の概要 項目 有害ごみ 主な設備・ <u>受入ヤード・(スプレー缶)処理機 ・(蛍光管)破碎機・成形品ヤード</u>	2-22
図 2-8 処理フローの概要（マテリアルリサイク ル推進施設） 有害ごみ→（略）→保管ヤード	2-23	図 2-8 処理フローの概要（マテリアルリサイク ル推進施設） 有害ごみ→（略）→ <u>注</u> →保管ヤード <u>注</u> <u>蛍光管・水銀体温計、乾電池、カセット 式ガスボンベ、ライター、アスベストを含む家 庭用品</u>	2-23
(ア) 排出ガス処理対策 排出ガス処理対策は以下のとおりである。な お、ごみの処理においては、ごみ質の均一化を 図り適正負荷により安定した燃焼を維持する ことで、排出ガス中の大気汚染物質の低減に努 める。	2-29	(ア) 排出ガス処理対策 排出ガス処理対策は以下のとおりである。な お、ごみの処理においては、 <u>ごみクレーンによ るピット内の攪拌により</u> ごみ質の均一化を図 り適正負荷により安定した燃焼を維持するこ とで、排出ガス中の大気汚染物質の低減に努め る。	2-29

14-2 対象事業実施区域及びその周囲の概況（第3章）

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
表 3-2-57 産業廃棄物処理施設の地区別・種類 別施設数 (前略) 第4地区：銚子市、 <u>佐原市</u> 、成田市、佐倉市、 <u>八日市場市</u> 、旭市、四街道市、八 街市、印西市、白井市、富里市、 匝瑳市、香取市、酒々井町、 <u>印旛 村</u> 、 <u>本埜村</u> 、栄町、神崎町、多古 町、東庄町	3-186	表 3-2-57 産業廃棄物処理施設の地区別・種類 別施設数 (前略) 第4地区：銚子市、成田市、佐倉市、旭市、 四街道市、八街市、印西市、白井 市、富里市、匝瑳市、香取市、酒々 井町、栄町、神崎町、多古町、東 庄町	3-186

14-3 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法及び結果（第7章）

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<参考> (前略) 高層建築物の最上階での予測結果は、予測高さ 1.5mの最大着地濃度よりも高い値となるが、地上部の現況値（バックグラウンド濃度）に対して十分小さい値となると考えられる。	7-110	<参考> (前略) 高層建築物の最上階での予測結果(高層建築物最上階着地濃度(A))は、予測高さ1.5mの最大着地濃度よりも高い値となるが、地上部の現況値（バックグラウンド濃度(B)）に対して十分小さい値となると考えられる。	7-110
表 7-2-3.19 施設の稼働に伴う予測結果 (1/3オクターブバンド音圧レベル) 物的影響の <u>参照値</u> ^{注1)}	7-174	表 7-2-3.19 施設の稼働に伴う予測結果 (1/3オクターブバンド音圧レベル) 物的影響の <u>参考値</u> ^{注1)}	7-174
表 7-2-5.7 施設の稼働による悪臭の予測結果	7-220	表 7-2-5.7 施設の稼働による悪臭の予測結果 <u>注) 臭気指数の10未満は、実際には10を大きく下回る値である。</u>	7-220
表 7-2-6.2 調査期間 土壤汚染対策法に基づく <u>土壤汚染調査</u>	7-227	表 7-2-6.2 調査期間 土壤汚染対策法に基づく <u>土壤汚染状況調査</u>	7-227
iii 土壤汚染対策法に基づく <u>土壤汚染調査</u> 土壤汚染対策法に基づく <u>土壤汚染調査結果</u> は、表 7-2-6.9 及び図 7-2-6.5 に示すとおりである。	7-237	iii 土壤汚染対策法に基づく <u>土壤汚染状況調査</u> 土壤汚染対策法に基づく <u>土壤汚染状況調査結果</u> は、表 7-2-6.9 及び図 7-2-6.5 に示すとおりである。	7-237
表 7-2-6.9 土壤汚染対策法に基づく <u>土壤汚染調査結果</u>	7-237	表 7-2-6.9 土壤汚染対策法に基づく <u>土壤汚染状況調査結果</u>	7-237
図 7-2-6.5 土壤汚染対策法に係る <u>土壤汚染調査結果</u>	7-238	図 7-2-6.5 土壤汚染対策法に係る <u>土壤汚染状況調査結果</u>	7-238
オ. 予測結果 (前略) 基準不適合の土壤は、工事中における対策方法と対策範囲を明確にしたうえで適切に対応する。これらの調査、対策等の実施にあたっては、千葉県環境生活部等の <u>関係機関</u> と十分に協議を行い、関係法令に基づき必要な届出及び適切な対応を行う。	7-240	オ. 予測結果 (前略) 基準不適合の土壤は、工事中における対策方法と対策範囲を明確にしたうえで適切に対応する。これらの調査、対策等の実施にあたっては、千葉県環境生活部等の <u>関係機関</u> と十分に協議を行い、関係法令に基づき必要な届出及び適切な対応を行う。	7-240
表 7-2-8.33(3) 重要な種の生息状況の変化についての予測結果概要 <u>注4)</u> オオゲジは春季調査で確認されているが、春季調査は確認種の記録のみとしたため、確認位置や個体数の記録はない。	7-306	表 7-2-8.33(3) 重要な種の生息状況の変化についての予測結果概要 <u>注3)</u> オオゲジは春季調査で確認されているが、春季調査は確認種の記録のみとしたため、確認位置や個体数の記録はない。	7-306

14-4 監視計画（第9章）

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
表 9-2-2 供用時における事後調査の項目及び方法等	9-2	表 9-2-2 供用時における事後調査の項目及び方法等 <u>環境要素：生態系</u> <u>活動要素：施設の存在等</u> <u>対象項目：チョウゲンボウの代替巣利用状況及び繁殖状況</u> <u>調査地点等：代替巣及びその周辺</u> <u>調査の手法：チョウゲンボウの代替巣の利用の有無及び繁殖の成否の現地における目視確認</u> <u>調査期間：現施設の解体完了から3年間（3～6月で1回/月）</u>	9-2